

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 8 月 26 日 (金) 第 340 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	2
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課取扱い)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新	(障害福祉課取扱い)	2
○県営土地改良事業に係る換地処分	(農地整備課取扱い)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い)	3
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	(大隅地域振興局取扱い)	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(大隅地域振興局取扱い)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止	(大隅地域振興局取扱い)	4
	公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告 (3 件)	(建築課取扱い)	4
	人 事 委 員 会 規 則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※)	(職員課取扱い)	5
	監 査 委 員 公 表	
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局取扱い)	5

告 示

鹿児島県告示第664号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 4 年 8 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所
南九州市川辺町高田字舟ヶ角 5451 番 (次の図に示す部分に限る。) , 5455 番 , 5456 番
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「 次の図 」 及び 「 次のとおり 」 は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年8月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市下甕町手打字山之上580番3，603番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第666号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和4年8月26日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
今別府 信吾	クオラリハビリテーション病院あいら	始良市西餅田2300番地1	整形外科	令和4年8月16日
板倉 進	市比野記念病院	薩摩川内市樋脇町市比野3079	内科	令和4年8月16日
小林 真介	医療法人社団悠翔会パナウル診療所	大島郡与論町大字那間字内間ト2747-1	内科	令和4年8月16日
徳久 陽一郎	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町西平4107番7	整形外科	令和4年8月16日
中島 義博	中島病院	曾於市末吉町栄町一丁目6番地6	内科	令和4年8月16日

鹿児島県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年8月26日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
すこやか調剤薬局別府店	いちき串木野市別府3994番地18	令和4年8月1日	育成医療・更生医療
すこやか調剤薬局坂下店	いちき串木野市生福5419番地	令和4年	育成医療・更

	2	8月1日	生医療
やまのうち薬局	曾於市大隅町下窪町101番地	令和4年 8月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第二面縄地区1期換地区の換地計画に係る換地処分を、令和4年7月28日に行った。

令和4年8月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年8月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	莖永上中線	熊毛郡南種子町莖永字麻津3356番3地先から同町莖永字廣丸3468番3地先まで	前後	10.0～47.2	530.4
				9.2～60.4	529.7

大隅地域振興局告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和4年8月26日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニコニコ7	鹿屋市寿八丁目20番15号	株式会社 nic on i k o t r y s t a t i o n	鹿屋市寿八丁目19番7号	大迫 勝代	令和4年 5月31日	児童発達支援

大隅地域振興局告示第29号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年8月26日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニコニコキッズこあ	鹿屋市札元一丁目19-20	株式会社 nic on i k o t r y s t a t i o n	鹿屋市寿八丁目19番7号	大迫 勝代	令和4年 6月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援

放課後等デイサービスLINK	曾於市末吉町諏訪方6474番地2	ループ合同会社	曾於市財部町北俣10807番地	長野 良美	令和 4 年 6 月 1 日	放課後等デイサービス
多機能型事業所 まめの木	鹿屋市笠之原町 2391番地 1	まるせ株式会社	垂水市田神287番地 2	瀬脇まり子	令和 4 年 7 月 1 日	保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 4 年 8 月 26 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
KAGIROI	鹿屋市笠之原町 1943-1	株式会社EMI T	岐阜市長住町五丁目2番地2	吉田 富子	令和 4 年 5 月 31 日	就労継続支援 B 型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 8 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（1工区）
曾於市末吉町二之方字洗入道1962番の一部、1972番1の一部及び1980番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市長 五位塚剛

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 8 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2工区）
曾於市末吉町二之方字洗入道1972番1の一部及び1980番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市長 五位塚剛

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 8 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(3 工区)

曾於市末吉町二之方字洗入道1960番 2 並びに字掛上り 6305番 3, 6305番 6, 6305番 7, 6312番 3, 6312番 4, 6313番 1, 6313番 3, 6313番 4, 6313番 5 及び6313番 5 地先里道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 五位塚剛

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 26 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 3 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「産業政策総括監」を「産業政策総括監 観光対策監」に、「参事（地域政策担当）」を「参事（地域政策担当） 参事（国際交流担当）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公表

監査委員公表第 9 号

令和 4 年 3 月 25 日付け監査第 182 号の監査結果に基づき、令和 4 年 7 月 19 日付け財第 53 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 26 日

鹿児島県監査委員	地頭所恵
同	大 藪 豊
同	山田国治
同	上山貞茂

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
かごしま県民交流センター	施設使用料及び設備使用料について、施設予約管理システムの使用料単価の設定を誤っていたため、過徴収しているものがある。（過徴収額 3,230件 429,401円）	1 再発防止の対策 (1) 過徴収判明後、直ちに正規の使用料での徴収が行えるよう施設予約管理システムの使用料単価の設定を修正した。 (2) 条例・規則で定める使用料単価と施設予約管理システムの使用料データが合致しているかについて、使用料改定時はもとより、改定がなかった場合も、年度当初に照合・確認を行うこととした。 (3) 使用料の歳入事務を行う際にも、使用料請求額の単価と条例・規則で定める使用料単価が合致しているかについて、職員間で相互に照合・確認を行うこととした。
水産技術開発セ	令和元年度及び令	1 再発防止の対策

ンター	和 2 年度に支払うべき経費を、それぞれ翌年度に支払っているものがある。(令和元年度分 1 件 194,400円、令和 2 年度分 5 件 445,368円)	(1) 定期監査の結果について周知するとともに、あらゆる機会を通じて、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 (2) 予算や執行管理を行う補助簿について、請求書受理者欄や請求書受理日欄を設け、関係書類の処理状況の確認を行うなど、事務処理の進捗管理を徹底することとした。 (3) 内部統制制度によるリスク管理において、支出(支払処理)に関するリスク項目を新たに設定し、所属長等による執行管理を徹底することとした。 (4) 新たに書類持ち出し簿を作成し、会計担当課から支出命令票等の書類を持ち出す場合は、同処理簿への記入を行うこととし、関係書類の管理を徹底することとした。
	その他の需用費等の支出について、決裁等が適正でないものがある。 (1) その他の需用費について、支出負担行為票及び支出命令票の決裁や契約に係る事務手続を行わずに支払っているものがある。(3 件)	
	(2) 令和 2 年度及び令和 3 年度の過年度支出について、会計管理者への合議がされていないものがある。(6 件)	
	平成 30 年度から令和 2 年度までの支出について、全ての証拠書類がないものが相当数ある。(35 件)	
	公費で支払うべき経費を公費以外で支払っているものがある。(2 件 53,920 円)	

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
かごしま県民交流センター	令和 2 年度と同様、需用費等の支出負担行為が遅延しているものが散見される。(4 か月以上 2 件、3 か月以上 1 件、2 か月以上 5 件 ほか)	1 再発防止の対策 (1) 定期監査の結果について周知するとともに、あらゆる機会を通じて、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 (2) 委託料については契約(予定)一覧の作成により、また、それ以外の歳出科目については未処理書類の定位置保管により、職員間で未処理案件の見える化(共有)を図り、相互に支出負担行為の起票状況の確認

		を行うなど、事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。
森林技術総合センター	交通事故があり、公用車等に損害が発生している。（1件 県負担額787,273円）	1 再発防止の対策 (1) 職場研修等において、交通ルールの遵守及び交通事故・違反の防止に関する注意喚起を行った。 (2) 公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めた。 (3) 文書による職員への交通事故等の防止について周知徹底を行った。
中央児童相談所	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。（2件 県負担額105,380円）	1 再発防止の対策 毎月開催する部課長会議において、所属長から交通事故防止及び交通法令遵守を徹底するよう注意喚起を行っている。 また、交通安全等に係る各種通知について、全職員への周知徹底を図り、再発の防止に努めている。
大隅児童相談所	令和2年度と同様、旅費の支払漏れがある。（2件 400円） 新規採用職員の4月給与について、資金前渡払の手续が適正でないものがある。	1 再発防止の対策 (1) 定期監査の結果について周知するとともに、あらゆる機会を通じて、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 (2) 毎月末に、公用車使用伺簿、復命書及び別勤命令簿と旅行命令との突合を確実にを行い、予算管理も踏まえた執行状況の確認を徹底する。 (3) 内部統制制度によるリスク管理において、支出（支払処理）に関するリスク項目を新たに設定し、所属長等による執行管理を徹底することとした。
工業技術センター	令和元年度の需用費について支払先の誤りがあり、令和2年度に是正しているものがある。（1件 17,160円）	1 再発防止の対策 (1) 財務会計システムで支出命令票等を起票する際は、請求書の内容を十分に確認した上で起票することとした。 特に補助機能を活用した場合は、債権者の確認を確実に行うこととした。 また、決裁過程において、所属長・出納員は請求書と支払伝票の内容に誤りがないか、適切であるか等を十分に審査確認することとした。
鹿児島障害者職業能力開発校	現金収納した技能認定試験に係る事務管理手数料について、指定金融機関への払込みが遅延しているものがある。（1件 99日）	1 再発防止の対策 (1) 収納した現金は速やかに総務課担当者へ引き渡すよう、訓練課の担当者に周知徹底を図った。 (2) 異動等により担当者が変わった場合は、現金の取扱いについて確実に引継ぎを行うように指示した。
水産技術開発センター	雑入の調定について、全ての証拠書類がないものがある。（1件）	1 再発防止の対策 (1) 定期監査の結果について周知するとともに、あらゆる機会を通じて、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。

	<p>その他の需用費について支払漏れがある。(1件)</p> <p>令和2年度と同様, 使用料及び賃借料の支出負担行為が遅延しているものがある。(4か月以上1件)</p>	<p>(2) 予算や執行管理を行う補助簿について, 請求書受理者欄や請求書受理日欄を設け, 関係書類の処理状況の確認を行うなど, 事務処理の進捗管理を徹底することとした。</p> <p>(3) 内部統制制度によるリスク管理において, 支出(支払処理)に関するリスク項目を新たに設定し, 所属長等による執行管理を徹底することとした。</p>
農業開発総合センター	<p>令和2年度と同様, 委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(3か月以上1件, 1か月以上4件)</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <p>(1) 定期監査の結果について周知するとともに, あらゆる機会を通じて, 適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。</p> <p>(2) 内部統制制度によるリスク管理において, 支出負担行為に関するリスク項目を新たに設定し, 事務手続きを行う管理部と情報共有するよう各所属へ周知徹底を図った。</p>
肉用牛改良研究所	<p>使用料及び賃借料の支出負担行為が遅延しているものがある。(9か月以上1件)</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <p>(1) 定期監査の結果について職員に周知し, 適正な会計処理に努めるよう注意喚起を行った。</p> <p>(2) 事業の執行に当たっては, 各事業担当者と経理担当者との情報共有を徹底するとともに, 事務手続きの進捗状況を定期的に相互確認するよう指導した。</p>